1054	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4（耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1055	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－5（耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1056	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1057	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2（耐震等級（構造躯体の損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1058	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4（耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1059	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1060	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2（耐震等級（構造躯体の損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1061	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4（耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1062	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－5（耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1063	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1064	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2（耐震等級（構造躯体の損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1065	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4（耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1066	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1067	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2（耐震等級（構造躯体の損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1068	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1069	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2（耐震等級（構造躯体の損傷防止））	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1番88号	平成21年8月25日	
1070	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）帝塚山中分譲マンション」の構造方法に応じて評価する方法	1－4（耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番15号	平成21年8月25日	

○海上保安庁告示第二百四十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年九月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番

二　水路測量を実施する区域及び期間

区域

(イ)　北緯三三度東経一四〇度、北緯三八度東経一四二度、北緯三八度東経一四〇度、北緯三三度東経一三八度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯三九度東経一二九度、北緯三六度三〇分東経一三七度三〇分、北緯三六度東経一三七度三〇分の各点で囲まれる海域（陸域除く）

期間　平成二十一年九月三日から平成二十二年一月二十九日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三十二号（平成二十一年八月二十一日発行）